平成２４年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市陣の内町802番地
債務者　原　　昭子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市木宮町３番35号　上田ビル302、旧住所長崎県佐世保市新田町10番地11
債務者　鈴木　恵美（旧姓又野）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
愛知県豊橋市大村町字橋元18番地１　Ｄ―102
債務者　武田　歩美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市大村町字橋元18番地１　Ｄ―102
債務者　武田　富久
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２１９号
千葉市緑区土気町1618番地
破産者　上原　紀子
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６８号
千葉県市原市飯沼821番地11
破産者　溝口　慶勇
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５０４号
千葉市中央区星久喜町343―１―Ａ―205、住民票上の住所長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1274番地７
破産者　門口　治幸
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３０号
千葉市花見川区花見川８番17棟110号
破産者　大橋　英雄
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１１号
千葉県市川市鬼高３丁目１番21―205号　シャロームハイツ
破産者　土屋寿美代（旧姓永島）
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５３１号
札幌市白石区東札幌５条２丁目１番23号
破産者　株式会社愛健
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４１号
仙台市青葉区本町２丁目20番１号
破産者　株式会社ホテル仙台プラザ
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
埼玉県深谷市小前田127番地１
破産者　埼玉礦業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１４号
最後の住所埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬304番地７
破産者　亡須藤喜夫相続財産
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４５７号
千葉市若葉区原町919番地２　アーバンペアⅣ201号
破産者　鉾田明子こと　呉　　明子
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８５号
千葉市緑区あすみが丘１丁目16番地23
破産者　波多野真喜子
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６２号
千葉県船橋市南三咲２丁目５番17号
破産者　有限会社船勝産業
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６３号
千葉県柏市藤ケ谷562番地７
破産者　佐々木賢吉
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７０３号
千葉県市川市新田５丁目７番16―901号　ライネスハイム市川
破産者　齊藤　友子
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
山口県岩国市由宇町739番地１由宇貞清団地101号、破産手続開始決定時の住所千葉県旭市鏑木1064番地１
破産者　仁木　　稔
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第８３３号
東京都青梅市梅郷６―1520―９、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区王禅寺西４丁目５番17号橋田祥子様方
破産者　松山　純示
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部